

行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		障害児施設措置・給付		担当部局庁		社会援護局 障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 2 3 年		担当課室		障害福祉課 地域移行・障害児支援室		内山博之		
会計区分		一般会計		施策名		Ⅳ－７－１（障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。）				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		児童福祉法第53条		関係する計画、通知等		障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について 等				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		障害児通所・入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		1. 障害児通所・入所給付費等 都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費(※)に要する費用の1／2を負担するもの。 ※障害児通所給付費・・・障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)に要した費用 障害児入所給付費・・・障害児入所支援(障害児入所施設、指定医療機関)に要した費用 実施主体、負担率 ○障害児通所措置費・給付費の場合 実施主体:市町村 負担率:1／2(負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4) ○障害児入所措置費、給付費の場合 実施主体:都道府県、指定都市、児童相談所設置市 負担率:1／2(負担割合 国1／2、都道府県等1／2) 2. 障害児相談支援給付費 障害児の心身の状況等を勘案し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。 ○負担率:1／2(負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4)								
実施方法		☐直接実施 ☐業務委託等 ☒補助 ☐貸付 ☐その他								
予算額・執行額 （単位:百万円）				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	64,165	61,696	71,025	71,234	53,316		
			補正予算		△ 95					
			繰越し等	2,008	4,466					
			計	66,173	66,067	71,025	71,234	53,316		
		執行額		66,173	66,067	68,297				
		執行率（％）		100%	100%	96%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 （年度）
		障害児施設措置費・給付費は、障害児施設に入所した児童の保護育成に要する経費を支弁するものであり、成果目標等を立てることにはなじまない。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		施設利用人員 上段:措置人員(月) 下段:契約人員(日)			活動実績 (当初見込み)	人	60,862 10,711,854	63,435 10,101,609	集計中 (64,640) (10,293,540)	－ (68,001) (10,828,804)
単位当たりコスト		措置:165,091(円／月・人) 契約: 5,412(円／日・人)			算出根拠	措置:H21執行額10,472,578,056円／施設利用人員63,435人 契約:H21執行額54,674,224,245円／施設利用人員10,101,609人				
平成23・24年度予算内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	措置費		11,302	9,647	H24.4.1児童福祉法の改正に伴う減額。					
	給付費		59,932	43,669						
	計		71,234	53,316						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	当該費用は障害児施設に入所した児童の保護育成に要する経費を支弁するため、引き続き計上が必要である。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		本事業は児童福祉法に基づく必要な事業であることから、見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算額を要求すること。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
-			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
-			

(平成22年度執行見込み額)

厚生労働省 68,297百万円

〔障害児施設の入所に要する費用について支弁〕



【補助】

A 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(69)
68,297百万円

〔障害児施設の入所に要する費用について支弁〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.東京都			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
障害児施設給付費	入所等に要する費用	3,155			
障害児施設措置費	入所等に要する費用	663			
障害児施設医療費	医療費に要する費用	642			
特定入所障害児食費等給付費	食費等に要する費用	109			
高額障害児施設給付費	給付費が高額の際に要する費用	0.3			
計		4,569	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A. 厚生労働省

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	4569		
2	北海道	〃	3170		
3	大阪府	〃	2517		
4	兵庫県	〃	2104		
5	埼玉県	〃	1946		
6	福岡県	〃	1807		
7	愛知県	〃	1643		
8	千葉県	〃	1616		
9	大阪市	〃	1519		
10	鹿児島県	〃	1518		